

居宅介護支援サービス重要事項説明書

1 事業者の概要

令和 6年 4月 1日 現在

名称・法人種類	医療法人社団愛友会			
代表者名	理事長 中村 康彦			
法令遵守責任者・氏名	石川 雄一			
法人所在地	所在地	埼玉県上尾市柏座1-10-10	電話番号	048-773-1111

2 事業所の概要

(1) 事業所指定番号及びサービス提供地域

事業所名	医療法人社団愛友会 指定居宅介護支援事業所 エルサ上尾		
所在地	埼玉県上尾市藤波3-265-1		
介護保険指定番号	居宅介護支援 1171601352		
管理者名	江原 美希		
電話番号	048-614-8686	FAX番号	048-787-8687
通常の事業実施地域	上尾市、桶川市、北本市、伊奈町		

(2) 職員体制

	業務内容	常勤
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため 必要な指揮命令を行います。	1名(兼務)
主任介護支援専門員		
介護支援専門員	居宅介護支援に関する業務	1名以上(常勤)

(3) サービス提供の時間帯

営業日及び時間	月曜日から金曜日 8時30分～17時30分(土曜日・日曜日・祝日・12/30～1/3除く)
---------	---

3 居宅介護支援の内容

- (1) 利用申込みの受付・申請代行業務等
- (2) アセスメント(課題分析)
- (3) 居宅サービス計画原案の作成
- (4) サービス担当者会議の開催
- (5) 文書による同意
- (6) モニタリング

4 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- ※ 居宅介護支援事業者は、居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- ※ 介護支援専門員は、居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て、主治医・歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ※ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護・通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医又は歯科医師(以下、「主治医等」という。)の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治医等に交付します。
- ※ 居宅介護支援事業者が、あらかじめ基本方針及び利用者の希望に基づき居宅サービス計画を作成する際、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること、又当該事業所を位置づけた理由を求めることができます。

また、公正中立の確保を図る観点から、当事業所のケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の提供割合が、特定の事業所に偏らないように随時確認、調整をしています。

【別紙1】

5 利用料金について

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されますので、自己負担はありません。

但し、利用者の保険料滞納のため、法定代理受領ができなくなった場合は、要介護度に応じて下記の金額をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(1) 利用料

・ 居宅介護支援費(Ⅰ)

＜取り扱い件数が介護支援専門員1人当たり40件未満の場合算定＞

要介護1・2 11,316円/月 要介護3・4・5 14,702円/月

(2) その他加算料金について

・ 初回加算 3,126円/回

新規に居宅サービス計画を作成する場合、要支援者が要介護認定を受け居宅サービス計画を作成する場合、要介護状態区分が二区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合。

・ 入院時情報連携加算(Ⅰ) 2,605円/月

介護支援専門員が病院又は診療所に、入院当日に必要な情報提供を行なった場合。

・ 入院時情報連携加算(Ⅱ) 2,084円/月

介護支援専門員が病院又は診療所に、入院後3日以内に必要な情報提供を行なった場合。

・ 退院・退所加算 連携1回	カンファレンス参加 無	4,689円	カンファレンス参加 有	6,252円
退院・退所加算 連携2回	カンファレンス参加 無	6,252円	カンファレンス参加 有	7,815円
退院・退所加算 連携3回			カンファレンス参加 有	9,378円

入院期間中、退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、カンファレンスに参加し、利用者に関する必要な情報の提供を求めることその他の連携を行った場合。

退院、退所時のスムーズな福祉用具貸与の利用を図る観点から、退院・退所時のカンファレンスについて、退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合には、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。

・ 通院時情報連携加算 521円/月

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境の必要な情報の提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。

・ 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,084円/回

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。

・ ターミナルケアマネジメント加算 4,168円

①利用者又は、その家族の同意を得た上で死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問した場合。

②主治医等の助言を得つつ、利用者の状態、サービス変更の必要性の把握、利用者への支援を実施し利用者の状況等の情報記録し主治医、サービス事業者へ提供した場合。

・ 特定事業所加算(Ⅰ) 5,407円/月

・ 特定事業所加算(Ⅱ) 4,386円/月

・ 特定事業所加算(Ⅲ) 3,365円/月

- ・ 特定事業所加算(A) 1,187円/月

利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合。

- ・ 特定事業所医療介護連携加算 1,302円/月

特定事業所加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのいずれかを算定し市に届け出した上で年間に退院退所加算の算定を35回以上、ターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定している場合。

- ・ サービスの利用のない月について

サービスの利用のない月には居宅介護支援費は請求できません。ただし、退院・退所において医師が回復の見込みがないと診断し必要なケアマネジメントが行われ、必要書類が整備されている場合に請求可能となります。

- ・ 地域区分 上尾市・桶川市・北本市(6級地) 1単位当たりの単価 10.42円

6 サービス内容に関する相談・苦情等窓口

- (1) 当事業所 苦情受付担当者 各担当介護支援専門員

苦情相談窓口 管理者 江原 美希

電話番号 048-614-8686

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

埼玉県国民健康保険団体連合会(苦情専用) 048-824-2568

上尾市健康福祉部高齢介護課 048-775-5124

桶川市健康福祉部高齢者福祉課 048-786-3211

北本市健康推進部高齢介護課 048-594-5540

伊奈町いきいき長寿課 048-721-2111

7 秘密の保持

当事業所は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

8 緊急時並びに事故発生時の対応

サービス提供中に緊急事態又は事故が発生した場合は、速やかに家族・市町村等に連絡するとともに、必要な対応を行います。また、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償いたします。なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社 保険名 全日病団体保険

9 実習生について

当事業所は埼玉県介護支援専門員実務研修実習生受入協力事業所として県に登録しています。

実習生を伴い訪問する場合は、あらかじめ、ご利用者又はご家族からの同意をいただきます。

10 虐待防止のための措置

- (1) 責任者は管理者とします。

- (2) 研修計画の策定、研修会を実施(年1回以上)します。

- (3) 虐待が疑われる事項が発生した場合は、その利用者の地区を担当する地域包括支援センターと市町村に通報し、適切な対応をします。

- (4) 委員会を設置し、虐待等の発生の防止・早期発見・再発の防止のための対策を検討します。

11 衛生管理等

従業員の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行うと共に事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めるものとします。

12 その他運営に関する重要事項

- (1) 当事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を

整備する。

①採用時研修 採用後1ヶ月以内

②継続研修 年1回以上

③職場におけるハラスメント対策のための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(2)従業者は業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持する。

(3)従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(4)業務継続計画の策定

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シュミレーション)を実施する。

(5)感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みのための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シュミレーション)を実施する。

この規定に定めるほか、運営に関する重要事項は医療法人社団愛友会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

令和 年 月 日

〈事業者〉	名 称	医療法人社団 愛友会	
	所在地	埼玉県上尾市柏座1-10-10	
	代表者名	理事長 中村 康彦	印
〈事業所〉	名 称	医療法人社団 愛友会	
		指定居宅介護支援事業所 エルサ上尾	
	所在地	埼玉県上尾市藤波3-265-1	
	説明者		印

私は、契約書及び本書面により、上記事業者から 居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意しました。

〈利用者〉	住 所	
	氏 名	印
〈代理人〉	住 所	
	氏 名	印